

# 平成27年12月議会 議案説明資料

|  | ページ |
|--|-----|
| ○予算議案                                      |     |
| 1. 平成27年12月 補正予算案経済観光文化局集計表                | 1   |
| 2. 議案第233号<br>平成27年度福岡市一般会計補正予算案（第3号）      | 3   |
| 3. 議案第243号<br>平成27年度福岡市営競艇事業特別会計補正予算案（第1号） | 9   |
| (補足資料)                                     |     |
| ・企業立地に伴う立地交付金の増額について                       | 11  |
| ・地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）について         | 13  |
| ○条例案                                       |     |
| 4. 議案第253号<br>福岡市モーターボート競走事業の設置等に関する条例案    | 14  |
| (補足資料)                                     |     |
| ・ボートレース福岡経営計画 骨子（案）                        | 17  |
| ○一般議案                                      |     |
| 5. 議案第260号<br>福岡市産学連携交流センターに係る指定管理者の指定について | 19  |
| 6. 議案第261号<br>福岡市ロボスクエアに係る指定管理者の指定について     | 23  |
| 7. 議案第298号<br>土地及び建物の貸付けについて               | 27  |
| (補足資料)                                     |     |
| ・市有財産賃貸借契約書（概要）                            | 28  |

経済観光文化局

# 1. 平成27年12月 補正予算案経済観光文化局集計表

(単位:千円)

| 区 分                 | 補 正 前 (A)   |             |         |           |             |            |            |
|---------------------|-------------|-------------|---------|-----------|-------------|------------|------------|
|                     | 歳 入         | 歳 出         | 財 源 内 訳 |           |             |            |            |
|                     |             |             | 特 定 財 源 |           |             | 当該事業財源     | 一般財源       |
|                     |             |             | 国県支出金   | 地方債       | その他         |            |            |
| 一般会計                | 100,534,193 | 112,992,368 | 494,409 | 1,121,000 | 98,918,784  | —          | 12,458,175 |
| 市 営<br>競艇事業<br>特別会計 | 84,198,344  | 84,198,344  | —       | —         | 47,105,597  | 37,092,747 | —          |
| 局 計                 | 184,732,537 | 197,190,712 | 494,409 | 1,121,000 | 146,024,381 | 37,092,747 | 12,458,175 |

(単位:千円)

| 区 分                 | 補 正 額 (B) |         |         |     |         |   |          |      |
|---------------------|-----------|---------|---------|-----|---------|---|----------|------|
|                     | 歳 入       | 歳 出     | 財 源 内 訳 |     |         |   | 当該事業財源   | 一般財源 |
|                     |           |         | 特 定 財 源 |     |         |   |          |      |
|                     |           |         | 国県支出金   | 地方債 | その他     |   |          |      |
| 一般会計                | 600,549   | 466,263 | —       | —   | 600,549 | — | △134,286 |      |
| 市 営<br>競艇事業<br>特別会計 | —         | —       | —       | —   | —       | — | —        |      |
| 局 計                 | 600,549   | 466,263 | —       | —   | 600,549 | — | △134,286 |      |

(単位:千円)

| 区 分                 | 補 正 後 (A+B) |             |         |           |             |            |            |      |
|---------------------|-------------|-------------|---------|-----------|-------------|------------|------------|------|
|                     | 歳 入         | 歳 出         | 財 源 内 訳 |           |             |            | 当該事業財源     | 一般財源 |
|                     |             |             | 特 定 財 源 |           |             |            |            |      |
|                     |             |             | 国県支出金   | 地方債       | その他         |            |            |      |
| 一般会計                | 101,134,742 | 113,458,631 | 494,409 | 1,121,000 | 99,519,333  | —          | 12,323,889 |      |
| 市 営<br>競艇事業<br>特別会計 | 84,198,344  | 84,198,344  | —       | —         | 47,105,597  | 37,092,747 | —          |      |
| 局 計                 | 185,333,086 | 197,656,975 | 494,409 | 1,121,000 | 146,624,930 | 37,092,747 | 12,323,889 |      |

## 2. 議案第233号 平成27年度福岡市一般会計

( 歳 入 )

| 説明書<br>ページ    | 款・項                                | 目                       | 補正前の額       | 補正額     | 計           |
|---------------|------------------------------------|-------------------------|-------------|---------|-------------|
|               |                                    |                         | 千円          | 千円      | 千円          |
| 3             | 16 国庫支出金<br>2 国庫補助金                | 10 経済対策費<br>国庫補助金       | —           | 50,000  | 50,000      |
| 3             | 20 繰入金<br>12 港湾整備事業<br>特別会計<br>繰入金 | 1 港湾整備事業<br>特別会計<br>繰入金 | 1,037,055   | 547,787 | 1,584,842   |
| 4<br>5<br>5   | 22 諸収入<br>2 納付金                    | 1 納付金                   | 10,222      | 1,067   | 11,289      |
|               | 3 保険料収入                            | 1 保険料収入                 | 17,468      | 1,695   | 19,163      |
| その他の科目 (本補正外) |                                    |                         | 99,469,448  | —       | 99,469,448  |
| 一般会計 合計       |                                    |                         | 100,534,193 | 600,549 | 101,134,742 |

# 補正予算案（第3号）＜経済観光文化局所管分＞

| 説 明   |       | 千円 |
|---|-------|----|
| ○ 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金<br>地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)制度要綱に基づく交付金の追加 |       |    |
| ○ 港湾整備事業特別会計受入金<br>立地交付金の財源に充当するための特別会計受入金の追加                         |       |    |
| ○ 健康保険料<br>健康保険法に基づく保険料収入の追加  |       |    |
| ○ 雇用保険料収入<br>雇用保険法に基づく保険料収入の追加  | 80    |    |
| ○ 厚生年金保険料収入<br>厚生年金保険法に基づく保険料収入の追加                                    | 1,615 |    |
|   |       |    |
|   |       |    |

( 歳 出 )

| 説明書<br>ページ    | 款・項                  | 目                | 補正前の額           | 補 正 額         | 計             |
|---------------|----------------------|------------------|-----------------|---------------|---------------|
| 30<br>↳<br>33 | 7 経済観光文化費<br>1 商 工 費 | 1 商工総務費          | 千円<br>1,018,508 | 千円<br>△22,494 | 千円<br>996,014 |
|               |                      | 2 商 工 業<br>振 興 費 | 5,708,747       | 498,788       | 6,207,535     |

**説 明**

千円

- 給与費等 △22,494  
 給与費等の減額(一般職職員・110人)

| 区 分       | 補正前の額     | 補正額     | 計       |
|-----------|-----------|---------|---------|
| 給 料       | 485,189   | △14,130 | 471,059 |
| 職 員 手 当 等 | 373,304   | △5,928  | 367,376 |
| 共 済 費     | 159,027   | △2,436  | 156,591 |
| 計         | 1,017,520 | △22,494 | 995,026 |

|  |                           |
|--|---------------------------|
| 関連歳入<br>(22)諸収入<br>健康保険料<br>雇用保険料収入<br>厚生年金保険料収入 | 1,147<br>443<br>32<br>672 |
|--|---------------------------|

- 新産業・企業の集積促進 470,788  
 国内外企業の立地促進  
 立地交付金の申請が見込みを上回ることに伴う交付金の追加

| 補正前の額     | 補正額     | 計         |
|-----------|---------|-----------|
| 2,054,726 | 470,788 | 2,525,514 |

|                                  |         |
|----------------------------------|---------|
| 関連歳入<br>(20)繰入金<br>港湾整備事業特別会計受入金 | 547,787 |
|----------------------------------|---------|

- 国際ビジネス・クリエイティブ関連産業の振興 28,000  
 クリエイティブ関連産業の振興  
 国の交付金制度の交付対象事業として決定したことに伴う  
 ファッションウィーク福岡推進事業の追加

| 補正前の額 | 補正額    | 計      |
|-------|--------|--------|
| -     | 28,000 | 28,000 |

|   |        |
|---|--------|
| 関連歳入<br>(16)国庫支出金<br>地域活性化・地域住民生活等緊急支援<br>交付金 | 28,000 |
|---|--------|

| 説明書<br>ページ    | 款・項     | 目           | 補正前の額           | 補正額          | 計               |
|---------------|---------|-------------|-----------------|--------------|-----------------|
| 32<br>└<br>35 | 2 観 光 費 | 1 観 光 費     | 千円<br>2,879,480 | 千円<br>21,866 | 千円<br>2,901,346 |
| 34<br>└<br>35 | 3 文 化 費 | 1 文 化 振 興 費 | 4,219,861       | △31,897      | 4,187,964       |
| その他の科目（本補正外）  |         |             | 99,165,772      | —            | 99,165,772      |
| 一般会計 合計       |         |             | 112,992,368     | 466,263      | 113,458,631     |



説 明

千円

- 給与費等 △134  
 給与費等の減額(一般職職員・46人)

| 区 分       | 補正前の額   | 補正額    | 計       |
|-----------|---------|--------|---------|
| 給 料       | 205,992 | △2,539 | 203,453 |
| 職 員 手 当 等 | 167,821 | △2,698 | 165,123 |
| 共 済 費     | 61,047  | 5,103  | 66,150  |
| 計         | 434,860 | △134   | 434,726 |

- 観光・集客戦略の推進 22,000  
 MICEの振興  
 国の交付金制度の交付対象事業として決定したことに伴う  
 MICE参加者等の利便性向上事業の追加

| 補正前の額 | 補正額    | 計      |
|-------|--------|--------|
| -     | 22,000 | 22,000 |

( 関連歳入  
 (16)国庫支出金 22,000  
 地域活性化・地域住民生活等緊急支援  
 交付金 )

- 給与費等 △31,897  
 給与費等の減額(一般職職員・121人)

| 区 分       | 補正前の額     | 補正額     | 計         |
|-----------|-----------|---------|-----------|
| 給 料       | 519,359   | △24,207 | 495,152   |
| 職 員 手 当 等 | 394,274   | △8,229  | 386,045   |
| 共 済 費     | 171,672   | 539     | 172,211   |
| 計         | 1,085,305 | △31,897 | 1,053,408 |

( 関連歳入  
 (22)諸収入 1,615  
 健康保険料 624  
 雇用保険料収入 48  
 厚生年金保険料収入 943 )

### 3. 議案第243号 平成27年度福岡市営競艇事

( 歳 出 )

| 説明書<br>ページ      | 款・項            | 目             | 補正前の額            | 補正額          | 計                |
|-----------------|----------------|---------------|------------------|--------------|------------------|
| 122<br>↳<br>123 | 1 事業費<br>1 事業費 | 1 開催運営費       | 千円<br>42,754,359 | 千円<br>△4,059 | 千円<br>42,750,300 |
| 122<br>↳<br>123 | 3 積立金          | 1 競艇事業<br>積立金 | 1,084,717        | 4,059        | 1,088,776        |
| その他の科目 (本補正外)   |                |               | 40,359,268       | —            | 40,359,268       |
| 計               |                |               | 84,198,344       | —            | 84,198,344       |

# 業特別会計補正予算案（第1号）

| 説 明                          |         |           |         |        |    |
|------------------------------|---------|-----------|---------|--------|----|
| ○ 給与費等<br>給与費等の減額（一般職職員・38人） |         |           |         | △4,059 | 千円 |
| 区 分                          | 補正前の額   | 補 正 額     | 計       |        |    |
| 給 料                          | 151,365 | △ 4,046   | 147,319 |        |    |
| 職 員 手 当 等                    | 152,226 | △ 672     | 151,554 |        |    |
| 共 済 費                        | 52,019  | 659       | 52,678  |        |    |
| 計                            | 355,610 | △ 4,059   | 351,551 |        |    |
| ○ 競艇事業積立金<br>競艇事業積立金の追加      |         |           |         | 4,059  |    |
| 補正前の額                        | 補 正 額   | 計         |         |        |    |
| 1,084,717                    | 4,059   | 1,088,776 |         |        |    |
|                              |         |           |         |        |    |
|                              |         |           |         |        |    |

## 【補足資料】

### ○企業立地に伴う立地交付金の増額について

#### 1 平成27年度補正予算案

##### 【歳出】

(単位:千円)

| 費目                | 補正前の額     | 補正額     | 計         | 摘要    |
|-------------------|-----------|---------|-----------|-------|
| 負担金, 補助金<br>及び交付金 | 1,972,000 | 470,788 | 2,442,788 | 立地交付金 |

##### 【歳入】

(単位:千円)

| 費目  | 補正前の額     | 補正額     | 計         | 摘要            |
|-----|-----------|---------|-----------|---------------|
| 繰入金 | 1,037,055 | 547,787 | 1,584,842 | 港湾整備事業特別会計繰入金 |

#### 2 対象分野別 内訳

(単位:千円)

| 分野           | 件数 | 歳出        |
|--------------|----|-----------|
|              |    | 歳入        |
| 知識創造型産業      | 10 | 61,855    |
| 健康・医療・福祉関連産業 | 5  | 395,772   |
| 環境・エネルギー関連産業 | 1  | 830       |
| アジアビジネス      | 4  | 2,508     |
| 物流関連業        | 3  | 1,646,587 |
| 本社機能         | 2  | 52,143    |
| 都市型工業        | 1  | 33,093    |
| 大規模集客施設      | 1  | 250,000   |
| 合計           | 27 | 2,442,788 |
|              |    | 1,584,842 |

## 制度の対象となる分野等

| 対象分野等         | 摘 要   |
|---------------|---|
| ①知識創造型産業      | 情報関連産業(IT, ロボット, 半導体, 自動車の研究開発等), ゲームなどデジタルコンテンツ関連産業, ナノテク関連産業等 |
| ②健康・医療・福祉関連産業 | 医療・福祉機器, 医薬品の研究開発等  |
| ③環境・エネルギー関連産業 | 太陽電池, 水素等エネルギー関連, リサイクル関連, バイオ関連の研究開発等                          |
| ④アジアビジネス      | 外資系企業が日本国内において初めて行う事業, ①～⑥(④を除く)に係る開発・役務の提供を行う事業                |
| ⑤物流関連業        | 物流施設  |
| ⑥都市型工業        | 食品製造業, 印刷業, 金属・機械製造業等   |
| ⑦本社機能等        | 総務部門, 経理部門, 企画部門, 研究開発部門, 事業統括部門等                               |
| ⑧大規模集客施設      | 集客が見込まれる大規模な文化施設, 展示施設, 商業施設等                                   |

## 立地交付金

|   | 対象者                                     | 対象施設                 | 対象地域・交付内容等  |   |  |  |
|---|---|----------------------|---|---|--|--|
|   |   |                      | 重点地域<br>アイランドシティ<br>香椎/パークポート<br>九州大学学術研究都市   | 重点地域以外の市内<br>〔都心・副都心・ももち地区等<オフィス><br>流通業務地区<物流施設><br>臨海地区等<工場>〕                                       |  |  |
| 所有型<br>／<br>設備<br>投資<br>補助<br>成           | ○対象事業の<br>用に供する<br>土地及び<br>建物を所有<br>する者 | 事務所等<br>(①～④)        | 【新設, 移転又は施設提供】  | 【新設】<br>【延床面積】<br>200㎡超(注1)(注2)   | 【対象】建物, 機械設備<br>【基準】上記取得費の5.0%<br>【限度額】1億円   |  |
|   |   | 物流施設<br>, 工場<br>(⑤⑥) | 【新設, 移転又は施設提供】<br>【延床面積】<br>1,000㎡超(注3)   | 【対象】土地, 建物, 機械設備<br>【基準】土地取得費の30%<br>建物, 機械設備取得費の10%<br>【限度額】30億円                                     | 【新設又は移転】<br>【延床面積】<br>2,000㎡超  | 【対象】建物, 機械設備<br>【基準】上記取得費の2.5%<br>【限度額】2億円   |
|   |   | 本社機能<br>等(⑦)         | 【新設, 移転又は施設提供】<br>【延床面積1,000㎡超又は<br>常用雇用者100人超】   |   | 【新設又は移転】(注4)<br>【延床面積1,000㎡超又は<br>常用雇用者100人超】  | 【対象】建物, 機械設備<br>【基準】上記取得費の5.0%<br>【限度額】1億円<br>※①～④に該当する場合は10%・2億円  |
|   |   | 大規模<br>集客施設<br>(⑧)   | 【新設, 移転又は施設提供】<br>【延床面積】3,000㎡超<br>(商業施設は5,000㎡超)                                       |   |  |  |
|   | ○対象事業の<br>用に供する<br>建物のみを<br>所有する者       | 事務所等<br>(①～④)        | 【新設, 移転又は施設提供】  |   | 【新設】<br>【延床面積】<br>200㎡超(注1)(注2)  | 【対象】建物, 機械設備<br>【基準】上記取得費の2.5%<br>【限度額】5,000万円   |
|   |   | 物流施設<br>, 工場<br>(⑤⑥) | 【新設, 移転又は施設提供】<br>【延床面積】<br>1,000㎡超(注3)   | 【対象】建物, 機械設備<br>【基準】建物, 機械設備取得費の10%<br>【限度額】30億円  | 【新設又は移転】<br>【延床面積】<br>2,000㎡超  | 【対象】建物, 機械設備<br>【基準】上記取得費の1.25%<br>【限度額】1億円  |
|   |   | 本社機能<br>等(⑦)         | 【新設, 移転又は施設提供】<br>【延床面積1,000㎡超又は<br>常用雇用者100人超】   |   | 【新設又は移転】(注4)<br>【延床面積1,000㎡超又は<br>常用雇用者100人超】  | 【対象】建物, 機械設備<br>【基準】上記取得費の2.5%<br>【限度額】5,000万円<br>※①～④に該当する場合は5%・1億円   |
|   |   | 大規模<br>集客施設<br>(⑧)   | 【新設, 移転又は施設提供】<br>【延床面積】3,000㎡超<br>(商業施設は5,000㎡超)                                       |   |  |  |
| 賃<br>借<br>型<br>／<br>賃<br>借<br>料<br>助<br>成 | ○対象事業の<br>用に供する<br>建物を賃借<br>する者         | 事務所等<br>(①～④)        | 【新設又は移転】<br>【基準】上記金額の1/3<br>(但し, 賃借月額は4,000円/㎡を限度)<br>【期間】3年(④の場合は4年)<br>【限度額】年間2,500万円 | 【新設】<br>【延床面積】<br>100㎡超(注1)(注2)   | 【対象】建物, 機械設備の年間賃借料<br>【基準】上記金額の1/3<br>(但し, 賃借月額は4,000円/㎡を限度)<br>【期間】1年<br>【限度額】5,000万円 |  |
|   |   | 物流施設<br>, 工場<br>(⑤⑥) | 【新設又は移転】<br>【延床面積】<br>1,000㎡超(注3)   | 【対象】建物, 機械設備の年間賃借料<br>【基準】上記金額の1/4<br>(但し, 賃借月額は1,000円/㎡を限度)<br>【期間】1年<br>【限度額】2億円                    | 【新設又は移転】<br>【延床面積】<br>2,000㎡超  | 【対象】建物, 機械設備の年間賃借料<br>【基準】上記金額の1/6<br>(但し, 賃借月額は1,000円/㎡を限度)<br>【期間】1年<br>【限度額】1億5,000万円                           |
|   |   | 本社機能<br>等(⑦)         | 【新設又は移転】<br>【延床面積1,000㎡超又は<br>常用雇用者100人超】   | 【対象】建物, 機械設備の年間賃借料<br>【基準】上記金額の1/3<br>(但し, 賃借月額は4,000円/㎡を限度)<br>【期間】3年(④に該当する場合は4年)<br>【限度額】年間2,500万円 | 【新設又は移転】(注4)<br>【延床面積1,000㎡超又は<br>常用雇用者100人超】  | 【対象】建物, 機械設備の年間賃借料<br>【基準】上記金額の1/3<br>(但し, 賃借月額は4,000円/㎡を限度)<br>【期間】1年<br>【限度額】5,000万円<br>※①～④に該当する場合は2/3, 7,500万円 |
|   |   | 大規模<br>集客施設<br>(⑧)   | 【新設又は移転】<br>【延床面積】<br>3,000㎡超<br>(商業施設は5,000㎡超)   | 【対象】建物, 機械設備の年間賃借料<br>【基準】上記金額の1/3<br>(但し, 賃借月額は4,000円/㎡を限度)<br>【期間】1年<br>【限度額】2億円                    |  |  |
| そ<br>の<br>他                               | ○日本初進出の<br>外資系企業                        | 【新設】                 | 【対象】市場調査費(委託料), 各種許認可取得登録費, 通訳料, 人材採用に要する経費<br>【基準】上記金額の50%<br>【限度額】300万円               |   |  |  |

(注1)コールセンター等については, 面積要件は500㎡超とする。  
 (注2)システムLSI開発拠点がももち地区に立地する場合, ④の場合は, 面積要件なし。またシステムLSI開発拠点がももち地区に立地する場合は市内移転も対象とする。  
 (注3)市内中小企業者が重点地域に立地する場合, 面積要件なし。  
 (注4)重点地域以外の地域で①～⑥の分野の本社機能等を有する事業所を立地する場合, ①～⑥の分野の交付金も交付。  
 ※その他, 雇用・事業機会の増大や税源のかん養に寄与する場合, 本市産業の競争力強化に資する場合は別に定める。

## 【補足資料】

### 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）について

#### 1 「地方創生先行型」交付金について

##### (1) 目的

地方版総合戦略を策定し、並びに地方版総合戦略の策定に先行して行う事業であって、地方版総合戦略に位置づけられる見込みのものを実施するために地方公共団体が行う事業に要する費用に対し、国が交付金を交付することにより、地方版総合戦略の円滑な策定とこれに関する優良施策の実施を支援することを目的とする。

##### (2) 交付金の種類

###### ア 基礎交付

(ア) 地方版総合戦略の策定に係る事業

(イ) 地方版総合戦略の策定に先行して行う事業であって地方版総合戦略に位置づけられる見込みのもの。

###### イ 上乗せ交付

(ア) 他の地方公共団体の参考となる先駆性を有する事業（タイプⅠ）

(イ) 地方版総合戦略の早期策定に伴う地方版総合戦略推進のための事業（タイプⅡ）

##### (3) 福岡市への交付限度額（上乗せ交付分）

50,000千円（タイプⅠ）

#### 2 実施事業内容

##### MICEによる福岡版クールジャパンの推進

##### (1) MICE参加者等の利便性向上事業（22,000千円）

###### ①ビッグデータによるMICE参加者の行動分析

スマートフォンのビッグデータ等を用いて、MICE参加者の行動を分析し、交通アクセスや市内各地への回遊（アフターコンベンション）などの課題対応に向けた実証的な分析を行うとともに、MICE開催の効果をわかりやすく可視化する。

###### ②MICE支援のためのスマートフォン・アプリケーションの制作

MICE参加者の利便性向上と福岡の魅力発信によるMICE誘致促進等を目的としてスマートフォンのアプリケーションを制作する。

##### (2) ファッションウィーク福岡推進事業（28,000千円）

3月に開催される「福岡アジアコレクション（FACo）」の開催と連動して「ファッションの街・福岡」を盛り上げる目的で実施している「ファッションウィーク福岡(F.W.F)」について、国の交付金を活用し、当該事業のPR効果・ブランド力の向上及びビジネスマッチングの拡大を行い、地場企業の販路拡大や集客による消費拡大を図る。

## 4. 議案第253号

### 福岡市モーターボート競走事業の設置等に関する条例案

#### ○福岡市モーターボート競走事業への地方公営企業法適用

収益事業である福岡市モーターボート競走事業（以下「競艇事業」という。）に財務状況の的確な把握が可能となる公営企業会計を導入することで、事業の企業性、継続性及び透明性の向上を図り、持続的に収益を確保していくため、地方公営企業法（以下「法」という。）の一部を適用するもの。

#### ○福岡市モーターボート競走事業の設置等に関する条例の概要

##### 1 競艇事業の設置（第2条）

地方公営企業としての競艇事業の設置について定める。

##### 2 法の財務規定等の適用（第3条）

競艇事業に法の財務規定等を適用することで、公営企業会計に移行するが、組織・職員の身分取扱等は従前どおりとなる。

##### 3 経営の基本（第4条）

「競艇事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公益の増進に資するように運営されなければならない。」

##### 4 重要な資産の取得及び処分（第5条）

##### 議会の同意を要する賠償責任の免除（第6条）

##### 議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等（第7条）

一般会計において議会での議決等が必要な事項について、一般会計との均衡を失しないよう本市の他の地方公営企業と同様の基準を定める。

| 事 項       | 競艇事業会計                             | 一般会計                            |
|-----------|------------------------------------|---------------------------------|
| 財産の取得及び処分 | 6,000万円以上は予算案に明示<br>(土地は上記かつ1万㎡以上) | 6,000万円以上は要議決<br>(土地は上記かつ1万㎡以上) |
| 和解及び調停    | 20万円超は要議決                          | 20万円超は要議決                       |
| 訴えの提起     | 50万円超は要議決                          | 50万円超は要議決                       |
| 損害賠償額の決定  | 20万円超は要議決                          | 20万円超は要議決                       |

##### 5 業務状況説明書類の作成（第8条）

(作成時期) 4月1日から9月30日までの業務状況説明書類 11月30日まで  
10月1日から3月31日までの業務状況説明書類 5月31日まで  
(作成書類) 事業報告書、損益計算書、貸借対照表 等

##### 6 施行期日 平成28年4月1日

#### ○福岡市モーターボート競走事業の設置等に関する条例の制定に伴い廃止する条例

・福岡市営競艇事業特別会計条例 ・福岡市競艇事業積立金条例

福岡市モーターボート競走事業の設置等に関する条例案

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）の規定に基づき、福岡市モーターボート競走事業の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(モーターボート競走事業の設置)

第2条 モーターボート競走法（昭和26年法律第242号）第1条及び第2条の規定によるモーターボート競走を行うため、福岡市モーターボート競走事業（以下「競艇事業」という。）を設置する。

(法の財務規定等の適用)

第3条 法第2条第3項及び令第1条第2項の規定に基づき、競艇事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用するものとする。

(経営の基本)

第4条 競艇事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公益の増進に資するように運営されなければならない。

(重要な資産の取得及び処分)

第5条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない競艇事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価格）が6,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1件1万平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第8項の規定により競艇事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が1万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第7条 競艇事業の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 負担付きの寄附又は贈与の受領で、その金額又はその目的物の価額が100万円を超えるもの



- (2) 本市がその当事者である審査請求その他の不服申立て、和解、あっせん、調停及び仲裁で、当該事件の目的物の価額が20万円を超えるもの
- (3) 本市がその当事者である訴えの提起で、当該訴訟物の価額が50万円を超えるもの
- (4) 法律上本市の義務に属する損害賠償の額の決定で、当該決定に係る金額が20万円を超えるもの。ただし、交通事故による場合は、300万円を超えるもの

(業務状況説明書類の作成)

第8条 市長は、競艇事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類（以下「業務状況説明書類」という。）を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務状況説明書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 天災その他避けることのできない事故により、前項に定める期日までに業務状況説明書類を作成することができないときは、市長は、事故の止んだときから1月以内にこれを作成しなければならない。

3 業務状況説明書類には、それぞれの期間における次に掲げる事項を掲載し、業務の動向及び財政事情を明らかにしなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 損益計算書
- (3) 貸借対照表
- (4) 企業債及び一時借入金現在高
- (5) 前各号のほか、競艇事業の業務の状況を説明するに必要な事項

4 市長は、業務状況説明書類を作成したときは、財政状況の公表に関する条例（昭和23年福岡市条例第28号）第4条及び第5条の定めるところにより公表しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(福岡市営競艇事業特別会計条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 福岡市営競艇事業特別会計条例（昭和39年福岡市条例第17号）
- (2) 福岡市競艇事業積立金条例（昭和39年福岡市条例第22号）

(経過措置)

3 福岡市営競艇事業特別会計の平成27年度に係る決算に関しては、なお従前の例による。

# ボートレース福岡経営計画 骨子（案）

## 計 画 策 定 の 趣 旨

「ボートレース福岡」が将来にわたり、着実に収益が確保できる経営体制を確立し、本市まちづくりへ貢献するという使命を果たすため、平成28年度から平成32年度までの5年間の経営計画を策定するもの。

## ボートレース福岡の現状と課題

### 【現 状】

- ・来場者については、全国的に減少は続いている（平成26年度対前年比：△5.3%）、福岡は他場に比べ緩やかな減少傾向である（平成26年度対前年比：△2.1%）
- ・総売上金額については、平成26年度総売上額約382億円（対前年比：103.8%）、売上形態別では電話投票の売上が約106億円（対前年比：116.8%）と伸びている。
- ・平成23年度～平成26年度において敷地内売上は4年連続で日本一を達成。
- ・平成元年に開設した東スタンドの老朽化が進んでいる。
- ・一般会計への繰出金の累計は、約2,766億円となっており、文教施設、保健福祉施設及びこども育成施設等の整備事業の財源に充てられている。

### 【課 題】

- ・本場来場者数の減少 本場の集客力の向上
- ・敷地内売上の更なる向上 売上を向上させるためのファンサービス
- ・電話投票の売上向上 総売上に占める割合が伸びている電話投票への売上向上策の検討
- ・施設の改修（東スタンド）老朽化が進む東スタンドのリニューアル
- ・駐車場利用の適正化 来場者用駐車場の確保と有効活用

## 計 画 の 推 進

### 1 基本方針

ボートレース業界の動きと歩調を合わせつつ、安定的な収益確保のため、集客・売上の向上、老朽化した各設備の改修・リニューアルの取組み等の具体的な施策・計画を策定し、お客様が安心して楽しめる、存在感のあるエンターテイメント施設を目指す。

### 2 本場への集客力の向上

#### (1) 特別観覧施設「ROKU」の新設

芝生広場にレースを観戦しながら舟券も購入できる施設「ROKU」（2階建・60名程度収容）を新設（平成29年2月完成予定）し、初心者教室や外国人観光客、団体客等を受入れ、各種イベント等に活用し、新規顧客の拡大を図る。

#### (2) 外国人（観光客）・団体客の誘客

観光コンベンション部と共働して外国クルーズ客船を中心とする外国人旅行者へのPR、来場促進に努める。また、投票機器の更新（平成28年2月）を機に多言語対応機を導入する。

#### (3) お客様ニーズの把握

来場者の動向（年齢層・来場頻度・交通手段・男女比率など）や、設備・イベント等のニーズ等を把握し来場者の分析や場内イベント、施設のリニューアル等に反映させるため、アンケートや動向調査を定期的実施する。

#### (4) 広報、イベントの改善

若年層・家族連れなどの新規顧客の来場促進・獲得に向け、テーマ（ターゲット）を絞ったより集客力の高いイベントを開催する。

### 3 ファンサービスの向上

#### (1) 外向発売所「ペラボート福岡」の増築

1, 2階を増築し、最大8場売り体制のシステムを構築する。2階には、より快適性を重視したボックス席、ペアシート席を設置し、売上向上を図る。

#### (2) SG等グレードレースの誘致

全国的に注目され売上が期待されるSG等のグレードレースを積極的に誘致・開催する。

#### (3) 電話投票の売上向上

電話投票の全体売上の割合が伸びている現在、売上向上に繋がる施策のひとつとして、レース情報等がわかりやすいホームページへと更新する。

### 4 施設の改修・整備

#### (1) 東スタンドのリニューアル

新たな顧客獲得（若者・女性・外国人観光客など）に向け、快適な空間とホスピタリティを兼ね備えた設備・諸室（一般有料席・メンバーズルーム・ロイヤルルーム・来賓席・記者席）とするため、リニューアルに着手する。

#### (2) 駐車場利用の適正化

駐車場にゲートバーを設置（有料化）し利用の適正化を進める。ただし、舟券購入者については無料とする。

#### (3) 施設の改修

老朽化した施設の修繕・改修工事に順次、計画的に取り組む。

### 5 経営改善

#### (1) 公営企業会計への移行

財務状況を的確に把握し、事業の企業性、継続性及び透明性を高めるため、現金主義・単式簿記の官庁会計から発生主義・複式簿記の公営企業会計に移行する。

#### (2) キャッシュレス投票機器の導入

キャッシュレス投票機を導入し、お客様サービスの向上とともに効率的な投票所運営を図る。

#### (3) 人材育成

ボートレース事業に精通した職員を育成し、円滑な事業運営に努める。

### 6 中期的な収支見込

公営企業会計に移行することにより、経営状況を正確に把握するとともに、将来にわたる安定的・継続的な経営と一般会計への繰出しを行うための収支見込み（来年度予算編成に向け作成中）。

## 5. 議案第260号

### 福岡市産学連携交流センターに係る指定管理者の指定について

#### 1 議案提出の理由

本市が設置する福岡市産学連携交流センターの管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。

#### 2 議案の内容

##### (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

福岡市産学連携交流センター

##### (2) 指定管理者に指定する者

西鉄ビルマネジメント株式会社

代表取締役社長 鈴木 信一郎

・所在地：福岡市中央区今泉1-12-23

・業務内容：ビルの警備、設備管理、清掃衛生管理、施設運営管理、駐車場管理、廃棄物管理など

##### (3) 指定する期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

#### 3 公募及び選定の概要

##### (1) 業務の内容

施設の運営、維持管理及び修繕、産学連携の推進

##### (2) 応募資格

団体であって、次のいずれにも該当しないもの

- ① 代表者及び役員に破産者及び禁錮以上の刑に処せられている者がいるもの
- ② 会社更生法及び民事再生法等による手続きをしている団体であるもの
- ③ 役員等（役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する団体（以下「暴力団」という。）の構成員（暴対法第2条第6号に規定する者（構成員とみなされる場合を含む。）。以下「構成員等」という。）であると認められるもの
- ④ 暴力団又は構成員等が経営に実質的に関与していると認められるもの
- ⑤ 暴力団又は構成員等に対して、資金的援助又は便宜供与をしたと認められるもの
- ⑥ 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は構成員等を利用するなどしたと認められるもの
- ⑦ 構成員等であることを知りながら、その者を雇用し若しくは使用していると認められるもの
- ⑧ 役員等又は使用人が個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は構成員等を利用したもので、又は暴力団又は構成員等に資金援助若しくは便宜供与をしたと認められるもの
- ⑨ 役員等又は使用人が、暴力団又は構成員等と密接な交際又は社会的に非難される関係を有していると認められるもの
- ⑩ 国税及び地方税の滞納があるもの
- ⑪ 地方自治法施行令第167条の4に規定するものであるもの
- ⑫ 団体又はその代表者が、指定管理者として行う業務に関連する法規に違反する者として関係機関に認定された日から2年を経過しないもの
- ⑬ 福岡市指名停止等措置要領に基づく指名停止期間中であるもの
- ⑭ その他指定管理者として社会通念上ふさわしくないもの

(3) 応募者

3 団体

- ・株式会社ザイマックス九州
- ・西鉄ビルマネジメント株式会社
- ・A 団体

(4) 福岡市産学連携交流センター指定管理者候補者選定委員会

選定委員 4 名

- ・[外部有識者] 住田 憲紀 (役職名 九州大学産学・社会連携課長)
- ・[外部有識者] 向山 忠宏 (役職名 独立行政法人中小企業基盤整備機構九州本部  
支援拠点サポート課長)
- ・[外部有識者] 河上 康洋 (役職名 河上康洋税理士事務所所長 (税理士, 中小企業診  
断士))
- ・[市 職 員] 駒田 浩良 (役職名 経済観光文化局創業・立地推進部長)

(5) 募集・選定経過

- ・選定委員による公募要項 (審査基準・方法を含む) 及び業務仕様書の確認
- ・公募の公告 平成 27 年 8 月 5 日
- ・公募要項等の配布 平成 27 年 8 月 9 日～平成 27 年 9 月 10 日
- ・公募説明会 平成 27 年 8 月 19 日  
(参加 4 団体)
- ・質問受付 平成 27 年 8 月 19 日～8 月 25 日
- ・質問回答 平成 27 年 8 月 26 日～9 月 10 日
- ・応募受付 平成 27 年 8 月 26 日～9 月 10 日
- ・選定委員会 平成 27 年 10 月 29 日  
(プレゼンテーション審査・質疑及び候補者選定)

(6) 委託料の上限額

平成 28 年度 : 46,332 千円

#### 4 選定結果

##### (1) 選定基準

| 評価項目          | 評価の視点   | 配点           |
|---------------|---|--------------|
| 1 安定した管理を行う能力 | ① 団体等の財務状況, 経営基盤<br>② 管理を的確に行う団体等の能力及び体制の有無   | 10<br>(各5点)  |
| 2 管理の総合的な方針   | ① 管理の基本的な方針<br>② 法令遵守への取り組み (施設管理に係る法令, 個人情報保護, 暴力団排除条例等)   | 10<br>(各5点)  |
| 3 化学系施設管理の対応  | ① 化学系施設の管理における法規制等の理解<br>② 化学系の法規制に係る利用者の相談対応及び的確な指導への取り組み  | 10<br>(各5点)  |
| 4 具体的な管理方法    | ① 管理の体制 (配置する人材, 組織体制, 研修体制等)<br>② 利用者の利便性向上の考え方と苦情等への対処方法<br>③ 災害対策や事故等防止<br>④ リスク回避方策 (保険加入, 破綻時の対応)<br>⑤ 施設の保守点検, 警備, 修繕及び維持管理の考え方 | 50<br>(各10点) |
| 5 産学連携交流の推進   | ① 産学連携交流推進の考え方及びイベント等に関する提案<br>② 分析機器室運営の考え方  | 10<br>(各5点)  |
| 6 収支計画        | ① 委託料の金額<br>② 収支予算書の妥当性   | 10<br>(各5点)  |
| 合 計           |   | 100          |



(2) 選定結果

下記の理由により、総合的に最も評価が高い西鉄ビルマネジメント株式会社を指定管理者の候補者としたものである。

- ・ 審査基準の6つの審査項目のうち収支計画を除く5項目において高い評価を受け、合計点で1位の評価を受けた。
- ・ 財務状況、経営基盤は申し分なく、安定した管理を行ううえでの能力や体制を有しており、施設管理や産学連携交流に関する提案の具体性や総合的な管理能力を十分備えている点が高い評価を受けた。

| 応募団体名                                      | 審査項目          | 得点 |    |    |    | 評点    | 主な評価内容   |
|--|---------------|----|----|----|----|-------|--|
|  |               | 委員 |    |    |    |       |  |
|  |               | A  | B  | C  | D  |       |  |
| 指定候補者<br>西鉄ビルマネジメント株式会社<br>提案額<br>44,942千円 | 1 安定した管理を行う能力 | 6  | 10 | 9  | 9  | 8.5点  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・財務面は安定しており運営に問題はない。過去の実績もあり、本件提案は妥当性の高いものとなっている。</li> <li>・すべての項目において具体的かつ明快到に記載されており、管理業務に対する真摯な姿勢がうかがえることは、高く評価できる。</li> <li>・産学連携交流について、提案が一般的である。過去のイベント実績があることから、フィードバックを踏まえた提案が必要である。</li> </ul> |
|  | 2 管理の総合的な方針   | 6  | 10 | 9  | 9  | 8.5点  |  |
|  | 3 化学系施設管理の対応  | 8  | 10 | 7  | 5  | 7.5点  |  |
|  | 4 具体的な管理方法    | 30 | 43 | 42 | 33 | 37.0点 |  |
|  | 5 産学連携交流の推進   | 6  | 7  | 8  | 6  | 6.8点  |  |
|  | 6 収支計画        | 6  | 7  | 7  | 7  | 6.8点  |  |
|  | 合計            | 62 | 87 | 82 | 69 | 75.1点 |  |
| 第2順位<br>株式会社ザイマックス九州<br>提案額<br>41,580千円    | 1 安定した管理を行う能力 | 6  | 9  | 8  | 7  | 7.5点  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・財務面では営業損失計上、実績の短さからやや不安定。</li> <li>・産学連携交流の推進に関しての方針や提案に具体性が乏しい。</li> <li>・委託金額の低さは評価するものの、修繕費用の見積もりが不明確。</li> </ul>   |
|  | 2 管理の総合的な方針   | 6  | 9  | 9  | 5  | 7.3点  |  |
|  | 3 化学系施設管理の対応  | 6  | 7  | 6  | 4  | 5.8点  |  |
|  | 4 具体的な管理方法    | 30 | 40 | 36 | 29 | 33.9点 |  |
|  | 5 産学連携交流の推進   | 6  | 8  | 6  | 4  | 6.0点  |  |
|  | 6 収支計画        | 8  | 8  | 8  | 8  | 8.1点  |  |
|  | 合計            | 62 | 81 | 73 | 57 | 68.6点 |  |
| 第3順位<br>A団体<br>提案額<br>45,400千円             | 1 安定した管理を行う能力 | 6  | 7  | 5  | 8  | 6.6点  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・財務力が高く、経営基盤には全く問題ない。</li> <li>・全般的に、研究施設・化学系施設特有の管理に対する提案が乏しく、分析機器についても理解不足を感じる。</li> <li>・収支計画については、高めの委託料の提案となっており、積算の根拠が不明確。</li> </ul>   |
|  | 2 管理の総合的な方針   | 6  | 9  | 7  | 6  | 7.0点  |  |
|  | 3 化学系施設管理の対応  | 4  | 7  | 6  | 7  | 6.1点  |  |
|  | 4 具体的な管理方法    | 25 | 41 | 30 | 23 | 29.8点 |  |
|  | 5 産学連携交流の推進   | 6  | 9  | 6  | 4  | 6.3点  |  |
|  | 6 収支計画        | 4  | 6  | 6  | 6  | 5.6点  |  |
|  | 合計            | 51 | 79 | 60 | 54 | 61.4点 |  |

※評点は小数点第二位を四捨五入して表記しており、各審査項目の値の合算と合計の値は必ずしも一致しない。

## 6. 議案第261号

### 福岡市ロボスクエアに係る指定管理者の指定について

#### 1 議案提出の理由

本市が設置する福岡市ロボスクエアの管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。

#### 2 議案の内容

##### (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

福岡市ロボスクエア

##### (2) 指定管理者に指定する者

株式会社 コングレ

代表取締役社長 武内 紀子

・所在地：(本社) 大阪市中央区淡路町三丁目6番13号

(九州支社) 福岡市中央区天神一丁目9番17号

・業務内容：コンベンションの企画運営事業、施設コンサルティング・指定管理事業、人材サービス事業(文化施設運営、人材派遣等)、通訳・翻訳事業、語学教育事業

##### (3) 指定する期間

平成28年4月1日から平成29年9月30日まで

#### 3 募集及び選定の概要

##### (1) 業務の内容

施設の管理に関する業務、施設の運営に関する業務 他

##### (2) 募集方法

非公募

##### (3) 指定期間と非公募の理由

###### ① 指定期間

当施設は、平成29年10月に開館予定の福岡市科学館に一部機能(体験集客、教育)を統合することとしていることから、指定管理期間を福岡市科学館が開館するまでの期間とする。

###### ② 非公募の理由

公募により指定管理者を選定するには、今回の指定管理期間が1年半と短いことから指定管理者制度の趣旨である、指定管理者の創意工夫や人材教育によるサービス向上及び経費節減の効果が発揮される可能性が低く、現在の指定管理者に蓄積された経験を活かし、継続的にサービス・管理を行わせることが効果的かつ効率的である。

##### (4) 応募資格

団体であって、次のいずれにも該当しないもの

① 代表者又は役員に破産者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいるもの

② 会社更生法又は民事再生法等による手続をしている団体であるもの

③ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者又は同条第2項の規定により、現に福岡市により一般競争入札に参加させないこととされている者若しくはその者について同項後段の規定の者に該当するもの

④ 団体又はその代表者が次に掲げるものを滞納している場合

ア 所得税

イ 法人税

ウ 消費税及び地方消費税



- エ 本市市税
- ⑤ 団体又はその代表者が、次のいずれかに該当するもの
  - ア 暴力団員が事業主又は役員に就任していること。
  - イ 暴力団員が実質的に運営していること。
  - ウ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用していること。
  - エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結していること。
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与していること。
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していること。
- ⑥ 団体又はその代表者が、指定管理者として行う業務に関連する法規に違反する者として関係機関に認定された日から2年を経過しないもの
- ⑦ その他指定管理者として社会通念上ふさわしくないもの

(5) 福岡市ロボスクエアに係る指定管理者選定委員会

選定委員4名

- ・ [外部有識者] 長田 正 (役職名 九州大学 名誉教授)
- ・ [外部有識者] 岩橋 松次郎 (役職名 あさくら税理士法人税理士)
- ・ [外部有識者] 辻 卓則 (役職名 (株)ロジカルプロダクト代表取締役社長)
- ・ [外部有識者] 坂本 好夫 (役職名 (公財)九州先端科学技術研究所プロジェクト推進部 部長代理)

(6) 選定経過

- ・ 第1回選定委員会 平成27年8月10日  
(非公募方針及び募集要項、業務仕様書等の確認)
- ・ 募集要項等の配付 平成27年8月24日～9月19日
- ・ 質問受付・回答 平成27年8月24日～9月19日
- ・ 応募受付 平成27年8月24日～9月19日
- ・ 第2回選定委員会 平成27年10月9日

(7) 委託料の上限額

平成28年度：62,229千円

#### 4 選定基準・選定結果

##### (1) 選定基準

| 大項目                | 中項目               | 小項目   | 配点  |
|--------------------|-------------------|---|-----|
| 管理運営方針等            | 施設の目的達成のための基本的な方針 | 設置目的の理解及び方針への反映                             | 5   |
|                    | 正当かつ公平な利用確保の取組    | 公平性・公共性の担保に対する考え方                           | 5   |
| ロボスクエアの効用の十分な発揮    | 管理運営の組織及び人員体制     | 管理運営のための組織構成, 配置する人員数, 勤務体制, 研修実施等の方針       | 10  |
|                    | 利用者の利便性向上の考え方     | 利用者の視点・意見を管理運営に反映する仕組み<br>利用者の苦情等の未然防止と対処方法 | 5   |
|                    | 施設の維持管理           | 適切な施設, 附属設備, 備品・什器等の維持管理                    | 10  |
|                    | 施設の運営             | 観光の振興に関する事業                                 | 10  |
|                    |                   | 学習支援, 人材育成に関する事業                            | 10  |
|                    |                   | ロボット関連産業振興に関する事業                            | 5   |
|                    |                   | 自主事業(工作教室, ショップ運営他)                         | 5   |
|                    | 広報, PR方法          | 5   |     |
| 経費節減・収支計画          | 経費節減の取組及び提案金額の妥当性 | 経費節減への努力, 収支予算書等の妥当性                        | 10  |
| 安定的に管理運営を行う能力      | 健全な財政基盤, 遂行能力     | 経営, 資産等の状況                                  | 5   |
|                    |                   | 的確に管理を行う能力及び体制の有無                           | 5   |
| その他市長が必<br>要と認める基準 | 法令遵守の取組           | 個人情報保護, 暴力団排除等への取組姿勢                        | 2   |
|                    | 安全対策, 危機管理        | 災害対策や事故防止への取組方法                             | 2   |
|                    |                   | リスク回避方策                                     | 2   |
|                    | 業務実績等             | 類似施設の管理実績等                                  | 2   |
|                    | 地元経済への貢献          | 地場中小企業の活性化や市民の雇用拡大への貢献                      | 2   |
| 合 計                |                   |   | 100 |

(2) 選定結果

下記の理由により、株式会社コングレを次期の指定管理者の候補者としたものである。

- ・これまで観光の振興，集客の増加に努めた成果が見られ，提案内容も具体的である。また，ロボット関連産業振興のための事業は，既存事業の拡大に向けた取組等が提案されている。

- ・企業規模が大きく財務基盤も問題ないため，安定した管理運営が期待できる。

- ・類似施設の運営経験が豊富であり，ノウハウを活かした運営が期待できる。

| 応募団体名                                   | 審査項目              | 評点 |    |    |    | 評点    | 主な評価内容   |
|---|-------------------|----|----|----|----|-------|--|
|   |                   | 委員 |    |    |    |       |  |
|   |                   | A  | B  | C  | D  |       |  |
| <指定候補者><br>株式会社コングレ<br>提案金額<br>61,689千円 | 1 管理運営方針等         | 10 | 9  | 8  | 7  | 8.5   | ・資料説明も適切であり，指定管理者として適任と思われる。<br>・実績も十分にあり運営能力は問題ない。<br>・他の施設の管理ノウハウもあり評価できる。<br>・これまでの実績も十分に管理運営は問題ない。 |
|   | 2 ロボスクエアの効用の十分な発揮 | 55 | 48 | 46 | 49 | 49.5  |  |
|   | 3 経費節減・収支計画       | 9  | 8  | 8  | 7  | 8     |  |
|   | 4 安定的に管理運営を行う能力   | 10 | 10 | 8  | 9  | 9.25  |  |
|   | 5 その他市長が必要と認める基準  | 10 | 10 | 10 | 10 | 10    |  |
|   | 合計                | 94 | 85 | 80 | 82 | 85.25 |  |

## 7. 議案第298号 土地及び建物の貸付けについて

### 1 議案提出の理由

福岡サンパレスの管理運営については、より効率的で柔軟な管理運営能力を有する民間事業者に貸し付けることが最適であるとして、施設運営事業の提案競技を実施のうえで、平成16年10月から民間事業者に貸付を行っている。

このたび、平成28年4月30日に、当該施設の賃貸借契約期間が満了を迎えることから、それ以降の賃貸借契約を締結するにあたり、その貸付料について、当該施設の機能、事業内容を踏まえ、減額のうえ貸し付けることが相当と思料されるため、地方自治法第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

### 2 議案の内容

#### (1) 貸し付ける土地

所在地：福岡市博多区築港本町84番4【15,805.13㎡（電柱の敷地を除く）】

#### (2) 貸し付ける建物

所在地：福岡市博多区築港本町2番1号

構造：鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階地上12階建【延面積24,372.41㎡】  
及びその付帯設備  
鉄骨造2階建（延面積429.44㎡）

(3) 貸付価額 月額1,155,000円

(4) 貸付けの期間 平成28年5月1日から平成33年4月30日まで（5年間）

(5) 貸付けの相手方 福岡市博多区築港本町2番1号  
株式会社 福岡サンパレス

### 3 経緯

- 福岡サンパレスは、1970年代、大都市において増加する勤労青少年の福祉の充実を図るため、旧労働省が計画し、福岡勤労者福祉センターとして雇用促進事業団、現在の独立行政法人雇用・能力開発機構により建設されたもので、昭和56年5月に開館している。
- 運営については、同事業団から委託を受けた福岡市が、同じ条件で（財）福岡勤労者福祉センターへ再委託していた。財団が運営していた頃は、ホール事業の収支差を補助金として年額約2億円余が支出されていた。
- その後、平成13年に国の行政改革の一環として策定された特殊法人等の整理合理化計画に基づき、全国の勤労者福祉施設が所在地の地方公共団体に有償譲渡されることとなり、福岡サンパレスについても「市民ホール及びコンベンション支援施設」として活用を図るため、平成16年に福岡市が取得した。
- 施設の買い取りに合わせて、施設の運営者を提案競技による公募で選定し、民間事業者に貸し付けることとした。公募に際しては、①施設運営の基本的な考え方とその実現方法、②貸付料、③従業員の雇用計画及び主な労働条件、④事業収支計画などの提案を求め、選定の結果、平成16年10月に現契約者である（株）福岡サンパレスに貸付を行った。
- 特に当該施設のホール運営は、採算性の確保が難しい事業であるが、運営の条件として興行的な活用だけでなく、広く市民の利用に供するよう公共施設に準じた運営（使用料の設定や減免措置など）を求めており、（株）福岡サンパレスは、公共ホールとしての役割を遵守し、施設運営について円滑かつ誠実な契約の履行に加え、利用者サービス向上や経営安定化に向け、積極的な投資を行っている。

【補足資料】

【市有財産賃貸借契約書（概要）】

|           |  |
|-----------|--|
| 1 契約の相手方  | 株式会社 福岡サンパレス   |
| 2 使用目的    | <p>福岡サンパレス運営事業協定に定める事業に限るものとする。</p> <p>【参考：福岡サンパレス運営事業協定書】<br/>         本件事業に係る賃貸物件の事業目的は、市民ホール及びコンベンション支援施設の運営とし、これらの施設が有すべき機能及び事業内容は、次に掲げるとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホール機能</li> <li>・ホテル機能</li> <li>・コンベンション機能</li> <li>・レストラン、カフェバー及び売店事業</li> <li>・ウェディング事業</li> <li>・音楽スタジオ、CDショップなどの音楽関連事業</li> </ul> |
| 3 賃貸期間    | <u>平成 28 年 5 月 1 日から平成 33 年 4 月 30 日まで</u> （5 年間）  |
| 4 賃貸料     | 月額 1,155,000 円   |
| 5 契約保証金   | 30,000,000 円   |
| 6 維持補修・保険 | <p>(1) 建物本体<br/>         躯体に関する修繕の費用については、施設所有者である福岡市の負担</p>   |
|           | <p>(2) 付帯設備<br/> <u>付帯設備の維持管理及び軽微な補修、修繕等の費用</u>については、基本的に株式会社福岡サンパレスが負担。</p>   |
|           | <p>(3) 保険<br/>         ①火災（動産・不動産）保険料及び施設賠償責任保険料は、施設所有者である福岡市の負担。<br/>         ②これ以外の営業、運営等に関する保険にかかる保険料については、株式会社福岡サンパレスが負担。</p>  |
| 7 建物の現状変更 | 株式会社福岡サンパレスが増築、改築、構造の変更等賃貸物件の現状が変わるような工事を行おうとするときは、福岡市の承認が必要。  |
| 8 違約金     | 本契約の義務違反により契約が解除された場合、株式会社福岡サンパレスは年間賃貸料の 2 倍にあたる額を支払う。   |
| 9 仮契約     | 本契約は、賃貸物件の貸付けに係る福岡市議会の議決を得たときに正式の契約となる。  |

※下線部は現契約からの変更箇所